資　料　２

結婚支援企業・地域連携推進事業

業務仕様書

令和６年５月

岩手県保健福祉部
子ども子育て支援室

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「結婚支援企業・地域連携推進事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

１　委託業務の概要

（１）　業務の名称

結婚支援企業・地域連携推進事業

（２）　業務の目的

県内企業と協力した婚活イベントを開催することにより、県民に対し広域的な出会いの場を提供するとともに、県内企業の結婚支援の取組を促進する。

（３）　委託する業務の概要

ア　企業・地域と連携した出会いイベントの企画運営及び周知

イ　アに付随するスキルアップセミナーの企画運営

ウ　ア・イの実施状況等をまとめたレポートの作成

（４）　委託期間及び予算額

ア　委託期間

契約締結日から令和７年３月 31 日まで

イ　予算額

2,000,000 円以内（税込）

（５）　委託業務内容

ア　企業・地域と連携した出会いイベントの開催

（ア）　複数企業の従業員の出会いの場として、男女各 10～20 人程度（努力目標）が参加するイベントを４回以上企画し運営すること。

（イ）　４回のイベントは、原則として県央、県南、沿岸、県北エリアで各１回実施すること。各市町村から情報収集した上で、それぞれのエリアの特徴を生かしたイベント内容とすること。各市町村からの情報収集については、県と協力して行うこと。

（ウ）　イベント開催にあたり、県内協賛企業等の募集から協賛金等の受領、協賛商品の提供までの一連の業務を行うこと。協賛企業等の募集にあたっては、“いきいき岩手”結婚サポートセンターの結婚支援コンシェルジュから企業情報を入手し、必要に応じてコンシェルジュの企業訪問に同行するなど連携して行うこと。

（エ）　イベント参加者に対し、ｉ-サポの周知・登録促進を行うこと。必要に応じて、ｉ-サポの職員から参加者に対し情報提供する時間を設けること。

（オ）　イベント開催にあたっては、参加者から料金を徴収することを妨げない。ただし、参加料金の金額の設定は県と協議の上決定することとし、事業費総額から収入額（参加料金及び（ウ）による企業からの協賛金等）を引いた額を委託料として積算すること。

（カ）　体験型のイベントや飲食を伴うイベントを実施する場合の、体験に係る材料費、体験講師料、飲食費は委託料に含むことができない。ただし、(オ)の参加料や協賛金の範囲内で支出することは妨げない。

＜委託料の積算方法＞

委託料＝体験・飲食費を除いた事業費-収入額から体験・飲食費を控除し

た額

（キ） イベント周知のためのチラシを各回 2,500 枚程度作成（デザインを含む）し、県が指定する場所に配布すること。

（ク） チラシ以外にも、イベントを効果的に周知するための手法があれば提案すること。

（ケ） 参加者を募集した結果、希望者の男女バランスが不均衡となる場合は、県と協議の上、参加人数を調整すること。

（コ） イベント開催後、イベント参加者への調査を実施し、交際が継続しているかを確認の上、県に報告すること。

イ　アに付随するスキルアップセミナーの開催

- イベント開催の前に、男女別のスキルアップセミナーを実施すること。
- スキルアップセミナーの内容は、コミュニケーション、身だしなみ等、イベントや今後の婚活に前向きに取り組むための内容とすること。
- スキルアップセミナーは、イベントの同日に実施することを基本とするが、イベント自体に時間がかかる場合などは、事前にオンライン等で実施することも可能とする。別日で実施する場合は、イベント参加者がなるべく全員参加できるよう日程調整すること。

ウ　ア及びイの実施状況等をまとめたレポートの作成

企業や団体等が従業員向けに結婚支援を行う場合や、同じく出会いイベントを企画する際に参考となり、取組が全くない企業等における取組のきっかけづくりとなるよう構成したレポートをまとめ、県に提出すること。

２　業務にあたっての留意事項

（１） 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が　行われることがあること。

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響などによる実施の可否を含め、あらかじめ協議すること。

（２） 権利の帰属等

本業務により制作された著作物に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。

（３） その他

本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第１項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年２月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第３に規定する合理的配慮について留意すること。

３　契約に関する条件

（１） 再委託等の制限

ア　受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ　受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせる

ものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ　受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進ちょく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

　また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ　受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

（２）　業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア　県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ　県は、上記３（１）イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ　受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

（３）　機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

（４）　個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年３月30日岩手県条例第７号）を遵守しなければならない。